

災害時における被災者に対する防災活動協力に関する協定書

上田市(以下「甲」という。)とイオンリテ - ル株式会社イオン上田店(以下「乙」という。)とは、上田市内において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合(以下「災害時」という。)における被災者に対する防災活動協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時において、甲と乙が協力して避難場所の提供、生活物資の供給等、被災者に対する防災活動を行うために必要な事項を定めるものとする。

(協定事項の発動)

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

(協力要請)

第3条 甲は、災害時に乙に対し次の事項について、協力を要請することができる。

- (1) 乙が、調達可能な生活物資を甲に供給すること。
- (2) 乙が、所有又は管理する駐車場を、一時避難場所として被災者に提供すること。
- (3) 乙の店舗において食糧、生活物資、水道水、トイレ等を被災者に可能な範囲で提供すること。
- (4) 乙の店舗において、テレビやラジオ等で知り得た災害情報を可能な範囲で被災者に提供すること。

(調達物資の範囲)

第4条 甲が乙に供給を要請する生活物資の範囲は、次に掲げるもののうち乙が調達可能な生活物資とする。

- (1) 日用品等の生活必需品
- (2) 災害時の応急対策に必要な物資
- (3) その他甲が指定する物資

(要請手続)

第5条 甲は、乙に対して、生活物資等の供給を要請する場合は、書面により行うものとする。ただし、緊急時においては、電話又は口頭により協力を要請し、事後文書を提出するものとする。

(協力実施)

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、生活物資の優先供給に努めるものとする。

(生活物資の引渡等)

第7条 生活物資の引渡場所は、甲が指定する場所とし、甲は当該場所に職員を派遣して生活物資を確認のうえ、引き取るものとする。

- 2 甲が指定する場所までの生活物資の運搬は、原則として、乙または乙の指定する者が行うものとする。ただし、乙は必要に応じて、甲に対し運搬の協力を求めることができる。
- 3 甲は、乙が前項の規定により生活物資を運搬する車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

(費用負担)

- 第8条 第6条及び第7条の規定により、乙が供給した生活物資の対価及び乙が行った運搬等の費用は、甲が負担するものとする。
- 2 前項に規定する費用は、乙が生活物資の優先供給及び運搬終了後、乙の提供する報告書等に基づき、災害発生直前における適正価格を基準とし、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(費用の支払い)

- 第9条 生活物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。
- 2 甲は前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに乙に支払うものとする。

(連絡責任者)

- 第10条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては上田市総務部危機管理防災課長、乙においてはイオン上田店店長とする。

(協議)

- 第11条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期間)

- 第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成24年 7月 9日

長野県上田市大手一丁目11番16号

甲 上田市

上記代表者 上田市長 母袋 創一 (印)

長野県上田市常田二丁目12番18号

乙 イオンリテール株式会社 北陸信越カンパニー長野事業部

上記代表者 事業部長 佐方 圭二 (印)